

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	こども家庭センター

契約業者名・住所	社会福祉法人さわらび福祉会 理事長 和田泰彦・松戸市野菊野5番地
工事等の名称	令和8年度松戸市こどもショートステイ事業等業務委託
工事等の場所	松戸市栄町三丁目185番地の1 さわらびドリームこども園
種 別	子育て施設等利用支援業務
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	金8,664,412円
工事等の概要	保護者が家庭での育児が困難なときに、当該施設において一時的に養育することによって、子育てを支援するとともにその負担を軽減し、乳幼児の健全な育成を図ることを目的とした事業。
随意契約の理由	<p>本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とするものです。</p> <p>また社会福祉法人さわらび福祉会が運営するさわらびドリームこども園は、平成26年4月に千葉県で初の認可の夜間保育園として開園（平成30年に認定こども園として認可される）して以来、市内唯一の認可夜間保育施設である。</p> <p>平成14年より実施しているショートステイ事業等の業務委託は、本市唯一の児童養護施設である晴香園に委託して行ってきたが、養護ニーズの高まりに伴い晴香園のみでその需要を満たす事が困難になり、平成29年からさわらびドリーム保育園に業務委託を開始した経緯がある。</p> <p>これまでの委託業務の実績は良好であり、市内唯一の認可夜間保育施設であるさわらびドリームこども園は本委託業務を遂行できる要件を備える唯一の認可保育施設であるため、その性質や目的は競争入札に適さないものです。</p>